

平成22年8月9日
大臣官房総務課情報公開文書室
(担当・内線 室長 平嶋 壮州
室長補佐 大村 良平
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について (地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年7月23日から平成22年7月29日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/08/09)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	大臣官房地方課
照会先	課長補佐 河西 直人(内線:7254) 企画第二係長 川村 寛 (内線:7250)

平成22年7月23日～7月29日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	2件	1件	1件	0件	0件	4件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	4件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	ハローワークに飲料水がない。自動販売機を置いてほしい。		水飲み器の設置場所をお伝えし了解を得ました。
2	ハローワーク内に灰皿を設置してほしい。		屋内では禁煙としていることを説明し、また屋外については、特に禁止しているわけではないが、人通りの多い庁舎入り口付近などでの喫煙は避けて頂き、喫煙の際には携帯用灰皿を使用するなどのご協力をお願いしました。
3	労働基準監督署の駐車場が少ない。(同意見他 1件)		駐車場スペースの拡張や臨時駐車場を確保するとともに、警備員による交通整理等を行い駐車場の混雑緩和に取り組んでいることを説明しました。
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年7月23日～7月29日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	37件	69件	11件	0件	0件	117件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	21件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	53件
	法令遵守違反に関するもの	3件
	その他	40件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	労働基準監督官が事業場を監督指導する場合は、予告の上で事業場を訪問すべきである。		事業場の現状を的確に把握するため、労働基準監督官による監督指導は原則として予告することなく実施していることを説明の上、ご理解をいただきました。
2	監督署は常に労働者に有利になるような指導ばかりしており、使用者の立場を全く考えていない。		労働者のみの主張や一部の事実に基づいて指導を実施しているものではなく、事業場等からも事実関係を十分確認した上で指導を実施していることを説明し、ご理解を求めました。
3	事業者に対しては労働者を解雇する場合の罰則付きの手続きが法定されていて監督署が指導するのに、労働者が突然退職する場合の労働者に対する法的な指導監督制度がないのは不公平である。		労働基準法で定める「解雇の予告」は、労働者が突然の解雇から被る生活の困窮を緩和するため、使用者に義務付けているものであること、労働者の退職については民法において規定されていることを説明し、ご理解いただきました。
4	過去は月間60時間程度の時間外労働を行っていたが、労働基準監督署から長時間労働を行わないようにという指導があったとの理由で時間外労働時間数が減少した。 労働者の意に反する長時間労働が行われないようにすることは必要だが、その結果、時間外割増賃金が減り、生活に支障を来しており、納得できない。		長時間労働による疲労の蓄積は、脳・心臓疾患の誘因になるとの医学的知見があり、「時間外労働の限度に関する基準」では、1か月間について時間外労働時間を協定する場合には、原則として45時間を超えないものとしなければならない旨を定めており、それに基づき指導を行っていることを説明し、ご理解を求めました。
5	タイムカードで労働時間管理を行うのは不要と考えており、タイムカードの記録に基づいた賃金の支払はおかしいのではないかと。		使用者は、労働時間を適正に把握することが必要であり、その把握の一つの方法として、タイムカードの導入及び当該実績に対する割増賃金の支払いについては通達等に基づき、行政指導を行っている旨説明し、ご理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	監督指導は、地域の同業種すべての事業場に対して行うことが公平ではないか。		監督署の人員と事業場数から一律に全事業場に対して監督を行うことは困難であることから、効率的な監督指導を実施できるように監督実施対象事業場を選定していることを説明し、ご理解を求めました。
7	労働基準法や労働時間等の改善のための基準などで規制が厳しい中、昨今の景気低迷で、事業経営は大変厳しい。法律等を守っているが、監督署など現場で取締りに当たる職員が減るようでは、悪徳業者がはびこるばかりであり、まじめに法律を守っている事業者がつぶれてしまう。現場の職員を増せないのか。		貴重な御意見として承った上で、限りある人員の中で、可能な限り効率的に指導監督していること、また、法律違反している会社があれば、情報提供願いたいこと(匿名でも可)等についてもご説明しました。
8	クレーンの構造規格について、もっと情報提供をしてもらいたい。 例えば、天井クレーンを設置してから構造規格に抵触すると言われても対応できかねる場合がある。		クレーンについては、製造事業場に対して研修会等により、その構造規格の周知徹底を図っているところであること、また、厚生労働省のホームページにクレーンに関する構造規格の内容が掲載されており、閲覧可能なことをご説明いたしました。
9	監督署に労災の請求を行っているが、決定が遅い。		請求事案によっては、調査に時間を要する場合もあることを説明し、ご理解をいただきました(本件は定期的に処理経過について請求人にご説明させていただいております。)
10	「労災保険療養・休業補償給付等支給決定・不支給決定通知」(はがき)に記載のある「番号」欄に記載されている番号について、いったい何の番号なのか(振込み欄の下段に記載であるため、銀行口座番号のようにも考えられるため、ご連絡いただいたもの)。		お問い合わせの番号は、労災給付システムのデータ処理の番号であり、銀行口座番号のような個人情報ではないことを説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 副主任中央職業安定監察官 三船 勇(内線5729) (直通:03-3502-5352)

平成22年7月23日～7月29日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	227 件	123 件	50 件	0 件	0 件	400 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	72 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	240 件
	法令遵守違反に関するもの	2 件
	その他	86 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにも拘らず、現実的には年齢制限がある。改善してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則廃止しており、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	ハローワーク窓口で、相談の度に職員から名刺を手交されるが、職員は名札を掛けているし、名前もきちんとと言われるので、必要ないのではないか。		ハローワークでは、利用者の皆様から一層の安心と信頼を得られるようにするとともに、相談内容に不明な点等があった場合に円滑に問い合わせを行うことができるよう、サービス改善の一環として名刺をお渡ししている旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	労働者派遣法に係る専門26業務についての解釈が難しい。特に、5号「事務用機器操作」、8号「ファイリング」についての解釈を明確にしてほしい。		平成22年2月8日に公表した「専門26業務派遣適正化プラン」の内容をご説明するとともに、5月26日から厚生労働省ホームページに「専門26業務に関する疑義応答集」を掲載している旨ご説明し、ご理解いただきました。
4	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。
5	この不況で求人が少ないにもかかわらず、ハローワークの職員の方が、親身になって自分に合った仕事を探してくれました。感謝しております。		今後もお役に立てるよう、いただいたご意見を該当ハローワーク職員で共有いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	障害者雇用率については、労働者56人に対し一人の割合であり、また納付金制度についても大規模企業が対象である。小規模事業所が多い地域では、あまり障害者の雇用を促進するための実効性がないように思う。中小企業に対しても障害者雇用の拡大に係る社会的責任を課せられないか。		本年7月より改正障害者雇用促進法が施行され、障害者雇用納付金制度の対象が「常用雇用労働者が301人以上」の企業から「200人を超える」企業まで拡大(なお、平成27年4月からは「100人を超える」企業まで拡大)される等、国として中小企業における障害者雇用の促進等に一層取り組むこととしております。また、ハローワークでは、中小企業に対しても、障害の特性に応じた求人確保に全力を挙げて取り組んでいる旨ご説明し、ご理解いただきました。
7	同一の求人が有効期間満了後も繰り返し更新されている。ハローワークは、求人者と求職者のマッチングにしっかり取り組むべきだ。		ハローワークが受け付けた求人を未充足のまま更新する際には、要因を分析し、採用基準を具体化する等により、求人者が想定している人材の応募につながるよう取り組んでおります。また、一部の求人については、求人条件の引き上げを提案し、応募者の増加に結びつくよう取り組んでいる旨ご説明し、ご理解いただきました。
8	ハローワークの駐車場が狭い(駐車台数が少ない)。		該当ハローワークでは、敷地内の駐車スペースが十分でないことから、周辺に臨時駐車場を借り上げるとともに、警備員を配置し交通整理に当たっております。ご来所の際は、できる限り公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解いただきました。
9	ハローワークの庁舎内が暑いので、設定温度を低くしてほしい。		ハローワークを含む公共施設では、政府として取り組んでいる課題として、地球温暖化防止、CO2削減のため、空調設備の設定温度を28度程度にすることとしております。該当ハローワーク庁舎においても同様の対応が取られているところであり、ご要望に沿った対応は困難である旨ご説明し、ご理解いただきました。
10	従業員がパートタイマーなので雇用保険に加入したくないと言っているが、加入しなくても良いのではないか。		雇用保険は本人が希望する、しないにかかわらず、要件に該当した場合には、必ず加入しなければならない皆保険の制度である旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年7月23日～7月29日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	5件	5件	0件	0件	0件	10件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	5件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	4件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	子どもの病気の際など、通院や休暇のうち1日でも夫が替わってくれば、当該女性労働者や当該事業主の負担はかなり軽減される。男性労働者の多い企業は、利用者も少ないため、実質的な損害は被らない。子どもの突発的な病気等に対応するための看護休暇こそ男性の取得を促進するような制度にすることが、女性の継続勤務においてきわめて重要であると考え。女性を多く採用し、法律を遵守している事業場が損をしないように、大企業の男性の看護休暇の取得促進を求めたい。		看護休暇制度等の趣旨を説明し、引き続きの運用へのご理解を求めました。また、当該意見を組織で共有し、各事業場、労働者への周知・啓発、指導等に努めていく旨ご説明しました。
2	育児休業は法律で認められた休業であるのに、賞与の算定にあたり、不利益でなければ病気休暇など他の休業と取扱いが同じでも良い、と言う法律の考えはおかしい。		賞与の性質及び育児・介護休業法上の不利益取扱いについて具体的に説明し、ご理解をいただきました。
3	パパ・ママ育休プラスによる子が1歳2ヶ月までの育児休業の申出は、法に定める要件などはつけない方が、もっと取得しやすくなるのではないか。		貴重なご意見として承りました。
4	育児・介護休業法は内容が難解すぎて理解できない。育児・介護休業規定を改訂するために、雇用均等室と何回もやりとりをしなければならず、全国で同じような規定整備の指導を行っているとなれば、無駄であると思う。		法律の改正の趣旨及び規定の整備の必要性について説明し、ご理解をいただくとともに、今後の指導方法についての貴重なご意見として承りました。
5	育児・介護休業法で証明書を求めることができるとしておきながら、証明書を提出しないことを理由に申出を拒めないのは矛盾している。		法制度の趣旨を説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	一般事業主行動計画策定届の届出の必要性を会社トップに理解・納得させるため、届出をしない場合の罰則を設けるべきである。		次世代育成支援対策推進法の趣旨・目的について説明し、ご理解を求めるとともに、貴重なご意見として承りました。
7	中小企業子育て支援助成金の支給要件を満たさないことが判明したが、パンフレットに要件の詳細が示されていないのはおかしい。		貴重なご意見として承りました。
8	パートタイム労働法において、パートタイム労働者の正社員への転換措置が義務付けられているが、公務員にも同様の転換措置があるのか。公務員が行っていない転換措置を、民間事業主に対し義務化することについて、不服である。		パートタイム労働法第12条の趣旨及び公務についてはパートタイム労働法の適用除外であることを説明し、ご理解をいただきました。
9	労働局関係から調査物等が多い。同じような事を答える事が多く、それらを合わせて実施してほしい。		貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 尾崎課長補佐(内線3216)

平成22年7月23日～7月29日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	0件	0件	0件	1件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	<p>基準調剤加算算定薬局について、算定は行っているが在宅患者訪問薬剤管理指導はできないと言う薬局が多数見受けられる。それらの薬局に対して今後指導などを行っていく予定はあるのか。</p> <p>加算だけ貰って対応できないという薬局にはきちんと算定を止めるように指導して欲しい。まじめに対応している薬局が馬鹿をみる。また、患者にとっては無駄な負担が生じているだけである。</p> <p>具体例) 市内 市薬剤師会の在宅支援薬局一覧以外の薬局など 他の地域でも多数確認できる。</p>		<p>保険薬局に対しては、「指導大綱」により、「健康保険法」、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」及び「診療報酬の算定方法」等の関係法令を遵守するよう指導しているところです。今回寄せられたご要望に対しては、ご本人との連絡がつかないため回答が出来ませんが、貴重なご意見として拝見し、関係課所と情報を共有することとしました。</p>
2			
3			
4			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 三好(内線3313) 企画係長 岡野(内線3316) (代表)03-5253-1111

平成22年7月23日～7月29日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	国民年金の第3号被保険者は、保険料を納めていないのに納付した者と同じ扱いになるのは納得がいかない。昔は任意加入して保険料を納めなければならなかったことと比べても不公平だ。年金財源が足りないといわれているのだから、第3号被保険者制度を廃止し、専業主婦(被扶養配偶者)にも保険料を納付させるべきである。		被用者の被扶養者である第3号被保険者に関し、年金法には被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料は、当該被扶養者が共同して負担したものであるという基本的認識が示されています。もとより、ご指摘の点については、新たな年金制度の創設に向けた議論の中で検討してまいります。
2			
3			
4			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。